（様式２）

誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　香川県知事　殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

当社は、下記の事項について誓約します。

記

一　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者（現在、開始の申立てをしている者を含む）ではありません。

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではありません。

三　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。

四　暴力団関係者（暴力団員又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）ではありません。

五　代表一般役員等（家賃債務保証業者の代表役員等（家賃債務保証業者が個人である場合にはその者を、家賃債務保証業者が法人である場合には、代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者ではありません。

六　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用しません。

七　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与しません。

八　代表一般役員等は、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しません。

九　契約等の相手方が五から八までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約を締結する等当該者を利用しません。

十　五から八までのいずれかに該当する者と再委託契約を締結する等当該者を利用していた場合（九に該当する場合を除く。）に、甲が当該再委託契約を解除する等当該者を利用しないよう求めた場合には、これに従います。